

○浅麓環境施設組合施設設置条例

平成5年3月8日
条例第2号

改正 平成18年2月27日条例第1号
平成18年8月28日条例第3号
平成21年9月1日条例第1号
平成25年2月25日条例第1号
令和元年8月22日条例第1号

浅麓環境施設組合施設設置条例（昭和41年浅麓環境施設組合条例第17号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定にもとづき、組合施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
し尿処理施設	浅麓汚泥再生処理センター	小諸市甲1,845番地

（管理運営）

第3条 組合施設の管理及び運営は、組合長が行うものとする。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第4条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- （2） 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前項に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （3） 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- （4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5） 学校教育法の規定に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法の規定に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法の規定に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
（使用許可等）

第5条 し尿処理施設を使用しようとする者は、組合長の許可を受けなければならない。

2 生ごみ類処理施設を使用しようとする者は、組合長の承認を受けなければならない。
（手数料）

第6条 使用者は、手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、別に定める。
（手数料の減免）

第7条 組合長が特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。
（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、管理及び運営に必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日条例第1号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年 8 月28日条例第 3 号）

（施行月日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。
（浅麓環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 2 浅麓環境施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年浅麓環境施設組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（浅麓環境施設組合手数料条例の一部改正）
- 3 浅麓環境施設組合手数料条例（昭和63年浅麓環境施設組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（浅麓環境施設組合施設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）
- 4 浅麓環境施設組合施設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和58年浅麓環境施設組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年 9 月 1 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（浅麓環境施設組合手数料条例の一部改正）
- 2 浅麓環境施設組合手数料条例（昭和63年浅麓環境施設組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（浅麓環境施設組合施設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）
- 3 浅麓環境施設組合施設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和58年浅麓環境施設組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年 2 月25日条例第 1 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月22日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。